

阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例施行規則（平成 27 年阿蘇市規則第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例（平成 27 年阿蘇市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害危険設定水位）

第 2 条 市長は、条例第 2 条第 1 項の規定により災害危険区域を指定するときは、災害危険設定水位を定めるものとする。

2 災害危険設定水位は、東京湾中等潮位を基準として定める。

（告示の方法）

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

（1）条例第 2 条第 1 項の規定により市長が指定する区域

（2）条例第 2 条第 2 項の図書の縦覧場所

（建築の認定の申請）

第 4 条 条例第 3 条の市長の認定を受けようとする者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請書を提出する前（当該申請書の提出を要しない場合は、工事に着手する前）に、阿蘇市黒川出水災害危険区域内建築物認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げるものを添付し、正副 2 部を市長に申請しなければならない。

（1）付近見取図

（2）平面図

（3）立面図

（4）地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した配置図

（5）地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した建築物及び敷地の断面図
（2 面以上）

（6）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により申請された建築物が条例第 3 条各号のいずれかに該当すると認めるときは阿蘇市黒川出水災害危険区域内建築物認定通知書（様式第 2 号）により、該当しないと認めるときは阿蘇市黒川出水災害危険区域内建築物認定申請却下通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。（平成 27 年 1 月 15 日公布）

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

阿蘇市黒川出水災害危険区域内建築物認定申請書

阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例第 3 条第（ 1・2・3・4・5 ）号に該当する建築物を建築したいので、阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

- 1 所在地
- 2 建築物の種類
- 3 災害危険設定水位以下にある居室の有無
- 4 構造種別
- 5 工事の種別
- 6 仮設建築物の場合にあっては、仮設期間

※ 次に掲げる図書又は書面を添付してください。

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図
- (3) 立面図
- (4) 地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した配置図
- (5) 地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した建築物及び敷地の断面図（2 面以上）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

阿蘇市長

印

阿蘇市黒川出水災害危険区域内建築物認定通知書

年 月 日付けで申請のあった建築物について、次のとおり認定しましたので、阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 所在地
- 2 建築物の種類
- 3 災害危険設定水位以下にある居室の有無
- 4 構造種別
- 5 工事の種別
- 6 仮設建築物の場合にあっては、仮設期間
- 7 備考

第 号
年 月 日

様

阿蘇市長

印

阿蘇市黒川出水災害危険区域内建築物認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった建築物の認定については、
次の理由により却下しましたので、阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例
施行規則第 4 条第 2 項の規定により通知します。

（理由）

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して 60 日以内に、阿蘇市長に異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して 6 箇月以内に、阿蘇市を被告として（訴訟において阿蘇市を代表する者
は阿蘇市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、
この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、処分取
消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して 6 箇月以内に提起しなければなりません。